

## 国際スポーツ競技会出場者に対する激励費贈呈要綱

(目的)

第1条 島根県スポーツ振興策の一環として、国際的なスポーツ競技力及び指導力を有する者が国際競技会等に日本を代表して出場する場合に、その栄誉と大会での健闘を期待して、公益財団法人島根県スポーツ協会(以下「島スポ協」という)が激励費を贈呈するのに必要な事項を定めることを目的とする。

(激励賞)

第2条 激励費の額については次のとおりとする。

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| (1) オリンピックに出場する場合     | 50,000円  |
| (2) アジア大会・世界大会に出場する場合 | 30,000円  |
| (3) その他の国際大会に出場する場合   | 20,000円  |
| (4) 理事長が特別に認めた場合      | 理事長が定めた額 |

(対象者及び区分)

第3条 第2条に定める激励費の対象者及び区分については次のとおりとする。

区 分		オリンピック	アジア大会 世界大会	その他の国際大会	備 考	
選手	社会人 大学生	県内在住者	○	○	○	県外在住者であっても国スポに本県代表として出場している選手は県内在住者とみなす
		県出身者	○	△※		島根県内の小学校、中学校、高等学校のいずれかを卒業した選手でかつ親族が島根県内に在住している選手 ※オリンピック実施競技にない競技は、アジア大会を対象とする
	国スポふるさと選手	○	○	○	前年度または当該年度にふるさと登録をした選手	
	高校生 中学生	県内在住者	○	○	○	県外在住者であっても国スポに本県代表として出場している選手は県内在住者とみなす
監督・コーチ	県内在住者	○	○	○	○	監督・コーチについては原則年1回の激励費贈呈とする

(提出書類)

第4条 この要綱に定める激励費の贈呈を受ける者の加盟団体の長は、国際スポーツ競技会等に出場する旨の日本スポーツ協会又は中央競技団体の派遣文書の写し又は出場する旨の証明書類等を原則として出発の10日前までに島スポ協に提出するものとする。

(贈呈方法等)

第5条 島スポ協は、前条に定める書類の提出があった場合は、できる限り出発前に本人に激励費を手渡すものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年4月 1日から施行する。  
 平成19年7月17日より一部改正  
 平成20年6月26日より一部改正  
 平成23年4月 1日より一部改正  
 平成26年4月 1日より一部改正  
 平成27年4月 1日より一部改正  
 平成29年4月 1日より一部改正  
 令和 4年4月 1日より一部改正  
 令和 5年5月 1日より一部改正  
 令和 7年4月 1日より一部改訂